対象受検機関:都市整備部事業調整室

# 事務事業の概要

### 1 府における住宅・建築物の耐震化の状況

- ・平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、同年12月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐促法」と いう。)が施行され、全国的に耐震化が進められてきた。
- ・平成25年の耐促法の改正により、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(以下「既存耐震不適格建築物」とい う。)で、多数の者が利用するもののうち、一定の用途及び規模に該当する建築物(以下「大規模建築物」という。)について は、所有者が耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。報告を受けた所管行政庁は状況を把握 し、診断結果の公表を行っている。
- ・また同改正に伴い、府は災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するための道路である広域緊急交通路の沿道にある建築物の うち、既存耐震不適格建築物で地震によって倒壊した場合は通行を妨げ、相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのあ る建築物(以下「沿道建築物」という。)の所有者に対し、耐震診断の結果を平成25年11月25日に指定した路線は平成28年12月 31日まで、令和2年3月25日に指定した路線は令和4年9月30日までに所管行政庁に報告することを義務付けた。報告を受け た所管行政庁は状況を把握し、診断結果の公表を行っている。
- ・府では、耐促法に基づく耐震改修促進計画として、平成28年1月に「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」(以下「10ヵ年戦略」 という。)を策定(計画期間:平成28年度~令和7年度)した。
- ・10ヵ年戦略では住宅及び診断義務付け建築物の耐震化率を「府民みんなでめざそう値」として位置付け、令和7年を目途とする 目標を設定している。
- ・10ヵ年戦略の目標と現在の進捗状況は次のとおり。

#### ≪目標≫

各種建築物	R2時点の総数(耐震性あり戸数)	目標	
住宅	3,980千戸 (3,530千戸)	令和7年までに95%	
大規模建築物	819棟(721棟)	令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消	
沿道建築物	290棟(86棟)	令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消	
(4.21/2.1.15.200.35			

#### ≪進捗状況≫

各種建築物	R2	R3	R4	R5
住宅	88.7%	_	_	_
大規模建築物	88.0%	88.9%	90.1%	91.1%
沿道建築物	29.7%	30.4%	32.0%	32.7%

#### ※大規模建築物及び沿道建築物は進捗率

進捗率=耐震性あり棟数/現存する耐震診断義務付け対象建築物×100

#### 2 沿道建築物の耐震化の主な取組内容

府は広域緊急交通路のうち、災害時における機能確保のため、優先して耐震化に取り組む路線を指定し、その沿道建築物につい て、所管行政庁による耐震化の促進に係る取組の進捗管理を行うとともに、府の危機管理部局と連携し、さらに優先すべき路線や 道路を閉塞させる可能性の高い建物を絞り込み、重点的に働きかけるとともに、沿道建築物の耐震化に関する情報を府ウェブペ ージで掲載し公表している。

- 3 沿道建築物の耐震化に関する情報提供について
- ・府が所管する区域内の沿道建築物の耐震診断結果について、耐促法の規定に基づき、耐震診断結果一覧表を府ウェブページで公

## 検出事項

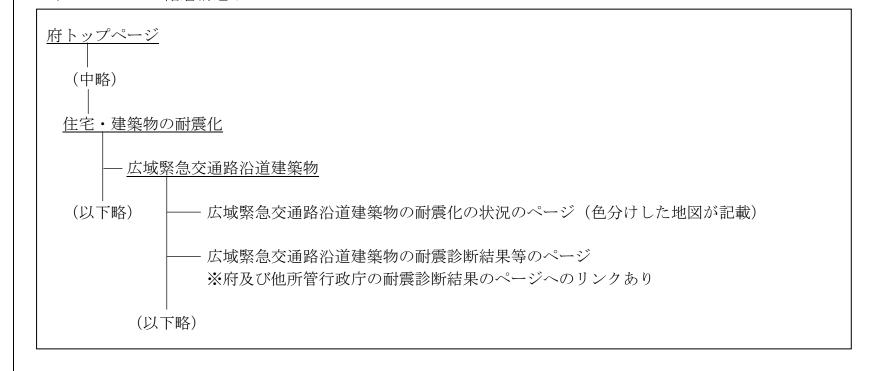
# 改善を求める事項(意見)

沿道建築物の耐震化の進| することは重要である。

各路線の耐震化の状況を 地図で公表しているウェブ ページと、府を含めた所管 行政庁ごとに個別建物の耐 震診断結果が公表されてい るウェブページには連携が ないなど、府民に分かりや すく情報提供されていると はいえない。

府民にとって分かりやすい 捗が目標を大きく下回って 情報提供となるよう、沿道建 いる状況にあり、耐震化を | 築物の耐震化の状況を地図で 進めるための機運の醸成 公表しているページから、個 と、災害時における避難経 別建物の耐震診断結果を公表 路となる広域緊急交通路のしているページへのアクセス 安全性に関する情報を提供しを容易にするなど改善された 表している。

- ・府以外が所管する区域内の沿道建築物は、各所管行政庁のウェブページで耐震診断結果を公表しており、府ウェブページではそ のリンクを掲載している。
- ・また、沿道建築物の耐震化の状況を地域住民等に分かりやすく周知し、社会的機運を醸成するため、路線別に耐震性不足の棟数 に応じて、耐震診断義務付け対象路線を主要交差点間で色分けした地図を、耐震診断結果とは別に公表している。
- ・一方で、耐震性不足の建物が各区間のどこにあるのかは、地図には明示されておらず、建物の所在を把握するためには、耐震診断結果一覧表を確認していく必要があり、府以外が所管する区間は、各所管行政庁のウェブページで耐震診断結果一覧表を確認する必要がある。
- ・また、地図の掲載ページにおいては、参照先となる所管行政庁のリンクの掲載がなく、一旦、上位階層に移り、そこから耐震診断結果の掲載ページに入って各所管行政庁のリンクを参照する必要がある。 《ウェブページの階層構造イメージ》



監査(検査)実施年月日(委員:令和6年8月6日、事務局:令和6年6月3日から同月26日まで)